

## 宮古市食品等の放射性物質測定検査要領

平成 30 年 5 月 11 日市長決裁

(趣旨)

第 1 この要領は、宮古市民の食の安全・安心を目的として実施する食品等の放射性物質測定検査（以下「測定検査」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(測定検査対象)

第 2 この測定検査は、宮古市民を対象に行うものとし、測定検査対象となる食品等の試料（以下「試料」という。）は、次のとおりとする。

(1) 自家栽培・自家消費食品（市販物を除く。）

(2) その他特に市長が認めるもの

(測定検査方法)

第 3 測定検査の方法は、厚生労働省が定める食品中の放射性セシウムスクリーニング法に準ずるものとする。

2 測定検査に使用する機器は NaI(Tl)シンチレーションスペクトロメータとする。

(測定機関)

第 4 測定検査を行うものは、市が依頼する測定業者とする。

(測定検査の申請等)

第 5 放射性物質の測定検査を希望する者は、電話等により事前に測定検査を申し込むとともに、市へ検査試料を持ち込み依頼する日（以下「依頼日」）を市と協議して決定するものとする。

2 前項の規定により申請を行った者（以下「申請者」という。）は、依頼日までに宮古市食品等に係る放射性物質測定検査受付票（様式第 1 号）を提出するものとする。

3 申請者が測定検査を受けるために持ち込む試料は、1 回の申請につき 1 品目とし、同時に申請できる件数は 1 件までとする。また、次の申請は、当該測定検査が終了した後に次の測定検査を申請することができる。

4 申請者は、測定検査の申請を取り下げようとする場合は、速やかに電話等でその旨を連絡するものとする。

(測定検査手数料)

第 6 測定検査に要する手数料は、無料とする。

(測定検査の実施)

第 7 市長は、第 5 に規定する申請が適当であると認めたときは、申請のあった試料について測定検査を行うものとする。

2 申請者は、試料を別表に定める測定検査の条件に準備した上、依頼日の正午までに市に持参するものとする。

3 市は、申請者が持ち込んだ試料は、測定業者が定める測定申込書を作成の上、直ちに測定業者へ測定検査を依頼するものとする。

4 測定検査の試料は、原則として廃棄するものとする。

(測定検査結果の通知)

第8 市長は、申請者に対し測定検査の結果を、宮古市食品等に係る放射性物質測定検査結果記録票(様式第2号)により通知するものとする。

(申請者の責務)

第9 申請者は、市長が測定検査結果のデータを活用することに同意するものとする。ただし、市長は宮古市個人情報保護条例(平成17年条例第13号)によるほか、申請者個人が特定されるデータ活用をしてはならない。

第10 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年5月11日から施行する。

別表(第7関係)

測定検査試料	測定検査の条件
固形物である食品	廃棄部分を除いた試料を水洗いし、みじん切り(おおむね1センチメートル未満)にしたもの1kgを未使用のポリ袋等に入れて持ち込むこと(切った際に発生した液体も一緒に入れることとし、水洗い時の水・泥等は混入させないこと。)
液体である食品	1ℓを密閉容器等に入れ、液漏れしないようにして持ち込むこと。
乾物類	可食の状態(水に戻した状態をいう。)を想定した測定を行うため、粉碎せずに予約受付時に指定する量を指定する方法で持ち込むこと。